

手続開始の公示（説明書）

平成 29 年 4 月 19 日

NEXCO 東日本 関東支社長 高橋 知道

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式に付します。

なお、本件調査等については、東日本高速道路株式会社（NEXCO 東日本）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『手続開始の公示(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

- | | |
|----------------|--|
| 1-1. 契約件名(業務名) | 首都圏中央連絡自動車道 松尾横芝インターチェンジCランプ橋基本詳細設計 |
| 1-2. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 関東支社長
高橋 知道 |
| 1-3. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 関東支社 東日本高速道路株式会社 関東支社 調達契約課
(住所) 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
(TEL) 048-631-0020 |
| 1-4. 競争契約の方法 | 簡易公募型プロポーザル方式 |
| 1-5. 見積の方法 | 持参…下記 4-1、4-2 を参照のこと |
| 1-6. 履行保証 | 必要 … 入札者に対する指示書[25]を参照のこと |
| 1-7. 契約書の作成 | 必要（契約図書を製本すること） … 入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-8. 契約図書 | |
- (1) 本件調査等請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「参加希望者」）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。
- | | |
|-------------------------|---|
| ① 手続開始の公示
(説明書) … 本書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ② 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等契約書】を使用すること |
| ③ 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等・郵送入札】を使用すること |
| ④ 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/
【調査等共通仕様書（平成 28 年 7 月）】を使用すること |
| ⑤ 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ⑥ その他契約
(発注用)図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ⑦ 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/ |
| ⑧ 参加表明書 | 本書の別紙参加表明書様式 1 のとおり |

- ⑨ 技術提案書 本書の別紙技術提案書様式 1 のとおり
- ⑩ 見積書 上記③入札者に対する指示書様式 1
- (2) 参加希望者は、上記(1)に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- 配布期間 平成 29 年 4 月 19 日(水)～平成 29 年 5 月 11 日(木)

第 2 調達手続に付する事項(業務概要)

2-1. 業務概要

- (1) 業務場所 自) 千葉県山武郡横芝光町
至) 千葉県山武郡横芝光町
- (2) 業務内容 本業務は、首都圏中央連絡自動車道における松尾横芝 I C ランプ橋に関する基本詳細業務である。
- (3) 概算数量
- | | | |
|------|------|-----|
| 上部工 | 基本設計 | 2 連 |
| 上部工 | 詳細設計 | 1 連 |
| 下部工 | 詳細設計 | 4 基 |
| 基礎工 | 詳細設計 | 6 基 |
| 図面修正 | | 1 式 |
- (4) 履行期間 契約保証取得の日の翌日から 300 日間

第 3 調達手続に参加するための条件等

3-1. 競争参加資格

本件に参加することのできる者は、次に示す事項をすべて満たす者とする。

なお、参加希望者は、下記 3-2. に示す「参加表明書」を契約責任者に提出するものとする。

- (1) 審査基準日(下記 3-3. に示す「参加表明書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 下記 3-7. に示す技術提案書の提出期間の最終日において、業務区分「橋梁設計」にかかる『平成 29・30 年度競争参加資格』を有する者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと(ただし、当該申立てにかかる手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く)。
- (4) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、NEXCO 東日本から「地域 3(関東支社が所掌する区域)」において競争参加資格停止を受けていないこと(NEXCO 東日本が「地域 3(関東支社が所掌する区域)」において講じた競争参加資格停止期間(期首及び期末の日を含む)との重複がないこと)。
- (5) 審査基準日において、平成 19 年度以降に元請として完了した業務において、次に示す同種業務(a)、(b)の両方の実績または類似業務の実績を有すること。なお、同種業務(a)、(b)の実績は同一の業務でなくとも良い。

同種業務：(a) 道路橋における鋼箱桁橋に係る基本詳細設計

(b) 道路橋におけるPC斜材付きπ型ラーメン橋に係る詳細設計

類似業務： 道路橋における鋼箱桁橋に係る基本詳細設計

(6) 審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。

なお、外国資格を有する技術者(日本国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る)については、あらかじめ下記に示す資格相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。この場合において、下記3-3.に示す参加表明書の提出期限までに前記大臣認定を受けていない場合にも同表明書を提出できるが、その提出時に、大臣認定申請書の写しを添付するものとし、かつ、下記3-7.に示す技術提案書の提出期間の最終日まで大臣認定を受け、認定書の写しを提出する必要がある。

a) 管理技術者： 下記①～⑤のいずれかの資格を有する者でなければならない。

- ① 技術士【総合技術監理部門(建設-鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ② 平成12年度以前の技術士試験合格者で、技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。
- ③ 平成13年度以降の技術士試験合格者で、技術士【建設部門(鋼構造及びコンクリート)】の資格を有し技術士法による登録を行っている者。ただし、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする。
- ④ RCCM(鋼構造及びコンクリート部門)の資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている者。
- ⑤ 土木学会認定土木技術者【特別上級土木技術者、上級土木技術者または1級土木技術者(鋼・コンクリート分野)】の資格を有し、土木学会認定土木技術者資格制度規程による登録を行っている者。

b) 照査技術者： 管理技術者に同じ

(7) 管理技術者は、平成19年度以降に元請として完了した業務において、次に示す同種業務(a)、(b)の両方の実績または類似業務の実績を有すること。なお、同種業務(a)、(b)の実績は同一の業務でなくとも良い。

同種業務：(a) 道路橋における鋼箱桁橋に係る基本詳細設計

(b) 道路橋におけるPC斜材付きπ型ラーメン橋に係る詳細設計

類似業務： 道路橋における鋼箱桁橋に係る基本詳細設計

(8) 照査技術者は、管理技術者と同様の実績を有すること。

(9) 平成29年4月19日現在の技術者の手持ち業務量(特定後未契約のものを含む)が、次の①及び②のいずれにも該当しないこと。

- a) 管理技術者：
- ① 1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額の合計が4億円以上
 - ② 1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数の合計が10件以上
- なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は2億円以上、②の件数は5件以上とする。

(10) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、下記②に示す施工(調査等)管理業務の請負人、当該施工(調査等)管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工(調査等)管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工(調査等)

管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に参与した者でないこと、又は現に下記②に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の請負人と資本若しくは人事面において関連のある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

① 「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のイ)又はロ)に該当する者である。

イ) 当該請負人若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。

ロ) 業者の代表権を有する役員が当該請負人若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者。

② 施工（調査等）管理業務等の請負人

施工（調査等）管理業務等の業務名及び請負人は次に示すとおりである。

・平成28年度首都圏中央連絡自動車道 茂原工事区施工管理業務：株式会社協和コンサルタンツ

(11) 審査基準日から契約の相手方と決定する日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書 1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この①資本関係の記載中において同じ。）と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この②人的関係の記載中において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

i) 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

ii) 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

iii) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 参加表明書の作成

- (1) 参加希望者は、本件の手続に参加するため、次に示す「参加表明書（以下「表明書）」を作成しなければならぬ。なお、表明書の作成に係る留意事項は以下に示す。

表明書（様式）	作成にかかる留意事項
参加表明書 （様式 1）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇ 代表者については、契約締結権限を有する者（事業部長・支店長・営業所長など）で、請負契約書に記名・押印する者で申請すること。法人代表権者に限定する必要はない。 ◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと
企業の同種又は類似業務の実績（参加表明書様式 2）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記 3-1. (5) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 ◇ 同種業務を優先的に記載し次の i) または ii) の資料を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し ii) 当該業務が「業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）」に登録されている場合、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し ※なお、上記 i) 及び ii) の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。 ◇ 記載した業務の発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）の場合で「調査等成績評定通知書」の通知を受けている場合はその写しを添付するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> なお、平成 19 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡し完了した調査等であって、天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-3. 「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること。 ◇ 記載にあたっては、様式 2 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。
企業の同一業種における表彰実績 （参加表明書様式 3）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同一業種（橋梁設計）に属する業務で平成 19 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本から表彰を受けている場合に、表彰状の写しを縮小し添付すること。 ◇ 表彰を受けていない場合は「なし」と記載すること。
配置予定管理技術者の資格等 （参加表明書様式 4-1）	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記 3-1. (6) a) に示す競争参加資格を満たす技術者資格等を有する技術者を記載すること。 ◇ 記載した資格を有していることを証する登録証等の写しを添付すること。 ◇ 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている認定証の写しを提出すること。 ◇ 学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書（様式は自由とする）を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> 経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。 ◇ 手持ち業務は、手続開始の公示の日を基準日として、上記 3-1. (9) a) に示す対象業務がある場合に記載するものとする。 ◇ 記載にあたっては、様式 4-1 に示す「記載上の注意事項」に従うこと。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 上記 3-1. (7) に示す競争参加資格を満たす業務実績を記載すること。 ◇ 同種業務を優先的に記載し次の i) または ii) 資料を添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書・特記仕様書等）の写し

<p>(参加表明書様式 5-1)</p>	<p>し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し</p> <p>ii) 当該業務が「業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）」に登録されている場合、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し</p> <p>※なお、上記 i) 及び ii) の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>テクリス登録義務のない工種において、従事実績を証明する資料として経歴書（様式は自由とする）を添付すること。</p> <p>経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該工種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</p> <p>◇ 記載した業務の発注機関が NEXCO（東日本・中日本・西日本）の場合で「成績評定点」の通知を受けている場合は「成績評定通知書」写しを添付するものとする。</p> <p>なお、平成 19 年 4 月 1 日以降に NEXCO 東日本において完成・引渡し完了した調査等であって、前所属企業の破産または自主廃業もしくは天災など受注者の責めによらないやむを得ない事情により、評定点合計が記載された発注者からの通知文書（写し）を添付することができない場合は、上記 1-3. 「契約担当部署」を通じて NEXCO 東日本に対し評定点合計を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに照会することができる。なお、照会にあたっては契約担当部署に問合せの上、必要書類を申請書の提出期限 5 日前（休日を除く）までに書留郵便、信書便又は持参により提出すること。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 5-1 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
<p>配置予定照査技術者の資格等 (参加表明書様式 4-2)</p>	<p>◇ 上記 3-1. (6)a) に示す管理技術者と同等の技術者資格等を有する技術者を記載すること。</p> <p>◇ 外国資格を有する者については、上記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている認定書の写しを提出すること。</p> <p>◇ 記載した資格を有していることを証明する登録証等の写しを添付すること。</p> <p>◇ 学歴及び実務経験を記載する場合には、経歴書（様式は自由とする）を添付すること。</p> <p>経歴書には、生年月日、現住所、最終学歴、取得資格、職歴、当該業種に関する経歴を記載し、配置予定技術者が押印するものとする。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 4-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
<p>配置予定照査技術者の同種又は類似業務の経験 (参加表明書様式 5-2)</p>	<p>◇ 上記 3-1. (7) に示す管理技術者と同等の業務実績を記載すること。</p> <p>◇ 同種業務を優先的に記載し次の i) または ii) の資料を添付すること。</p> <p>i) 同種又は類似業務の実績として記載した業務内容を把握できる契約書類（契約書、特記仕様書等）の写し、及び発注機関から通知された「認定書」または「成績評定通知書」の写し</p> <p>ii) 当該業務が「業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）」に登録されている場合、登録情報（業務内容を確認できる「業務カルテ（完了時）」）の写し</p> <p>※なお、上記 i) 及び ii) の添付資料で業務内容が確認できない場合は、別途確認できる資料を添付すること。</p> <p>◇ 記載にあたっては、様式 5-2 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。</p>
<p>業務実施体制 (参加表明書様式 6)</p>	<p>◇ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委任する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委任の具体的内容を記載するとともに、再委任先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴など）を記載すること。なお、再委任先又は協力先を選定中の場合は「選定中」と記載すること。</p> <p>◇ 調査等共通仕様書 1-19-1 に示す「主たる部分」・1-49-2 に示す「秘密の保持に係る部分」を再委任してはならない。</p>

◇ 記載にあたっては、様式 6 に示す《記載上の注意事項》に従うこと。

- (2) 表明書の各様式は A 4 版とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。
- (3) 参加希望者は、表明書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。
- ① 資料名 設計対象橋梁の過年度業務報告書
その他監督員の必要と認めた図面等
 - ② 閲覧場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所
 - ③ 閲覧期間 技術提案書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日 10 時から 17 時まで）
 - ④ 問合せ先 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所
(TEL)0438-22-5210

※ 閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

3-3. 参加表明書の提出

- (1) 参加希望者は、上記 3-2. で作成した表明書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。
- ① 提出期間 手続開始の公示日の翌日から平成 29 年 5 月 11 日(木)16 時まで
 - ② 申請場所 上記 1-3. 「契約担当部署」
 - ③ 申請方法 持参(休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで)、書留郵便または信書便(締切日必着)に限る
 - ④ 申請書類 上記 3-2. により作成した「表明書」を 2 部(正 1 部、副 1 部)
- (2) 参加希望者は、表明書にかかる留意事項として、上記 3-2. 表明書の作成に係る留意事項のほか入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準

- (1) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価項目				評価基準	配点
参 加 表 明 者 の 経 験 及 び 能 力	実 績 等 門 技 術 力	専 門 技 術 力	成果の 確実性 に 発注機関に受渡しを 行った同種又は類似業 務等の実績の内容	平成 19 年 4 月 1 日以降 (様式 2)	①15.0
				同種業務 (a)、(b)、類似業務の実績をそれぞれ下記のとおり評価する。	②7.5
				①同種業務実績 (a) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO	③15.0
				(東日本・中日本・西日本) の業務	④7.5
				②同種業務実績 (a) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO	⑤0.0
(東日本・中日本・西日本) 以外の他機関の業務					
③同種業務実績 (b) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO					
(東日本・中日本・西日本) の業務					
④同種業務実績 (b) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO					
(東日本・中日本・西日本) 以外の他機関の業務					
⑤類似業務実績が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した業務(類似業務の場合は発注機関を問わない。)					
なお、上記に該当しない場合は選定しない。					

	成 績・ 表 彰	専 門 技 術 力	成果の 確実性	同種業務の発注機関が NEXCO（東日本・中日 本・西日本）で平成19 年4月1日以降に受渡 しを行った業務の成績	（様式2の添付資料） 下記の順位で評価する。 なお、同種業務で複数の業務の実績を有する場合は、業務成績の高い業 務について評価する。 ①同種業務実績が平成19年4月1日以降に受渡しが完了した NEXCO（東 日本・中日本・西日本）の業務で成績評定点が90点以上の業務 ②同種業務実績が平成19年4月1日以降に受渡しが完了した NEXCO（東 日本・中日本・西日本）の業務で成績評定点が90点未満64点以上の業務 （業務成績に応じて評価する。） 以下の場合には加点しない。 ③同種業務実績が平成19年4月1日以降に受渡しが完了した NEXCO（東 日本・中日本・西日本）の業務で成績評定点が64点未満の業務	①10.0 ②9.7～2.0 ③0.0
参 加 表 明 者 の 経 験 及 び 能 力	成 績 表 彰	専 門 技 術 力	成果の 確実性	同一業種で NEXCO 東日 本から平成19年4月1 日以降に発注機関に受 渡しを行った業務の表 彰	（様式3） 同一業種（橋梁設計）の場合で、表彰を受けている業務がある場合に下 記のとおり評価する。なお、複数の表彰実績がある場合は、提出された 表彰実績のうち最も高い表彰実績で評価する。 ①平成19年4月1日以降に同一業種において NEXCO 東日本の社長表彰又 は NEXCO 東日本の支社長表彰の実績を有する ②平成19年4月1日以降に同一業種において NEXCO 東日本の事務所長表 彰の実績を有する 以下の場合には加点しない。 ③表彰実績がない場合 ④平成19年3月31日以前の表彰実績である場合 ⑤NEXCO 東日本以外での表彰実績である場合 ⑥表彰内容が「感謝状」又はそれと同内容である表彰実績である場合	①5.0 ②2.5 ③～⑥0.0点
参 加 表 明 者 の 経 験 及 び 能 力	事 故 及 び 不 誠 実 な 行 為				以下に該当する場合に評価を減ずる。 ①平成28年5月11日から審査基準日（平成29年5月11日）までに当 該業種に係る文書警告を受けた。 ②平成28年5月11日から審査基準日（平成29年5月11日）までに当 該業種に係る口頭注意を受けた。	①-2.0 ②-1.0
予 定 管 理 技 術 者 の 経	資 格 実 績 等 要 件	資 格 等 要 件	技術者 資格等	技術者資格等、その専 門分野の内容	（様式4-1） 配置予定管理技術者を下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当の旧建 設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録 を行っている。 ただし、総合技術監理部門以外の技術士が平成13年度以降に合格し技 術士法に基づく登録を行っている技術者である場合は、7年以上の技術 的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事して	①20.0 ②10.0

験 及 び 能 力				<p>いる者とする。</p> <p>②競争参加資格要件で求めた RCCM の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている。または、競争参加資格要件で求めた土木学会認定技術者の資格を有し、土木学会認定技術者資格制度に関する規程による登録を行っている。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p>	
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格 実績 等 技 術 力	専 門 技 術 力	業務執行技術力 平成 19 年 4 月 1 日以降に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	<p>(様式 5-1)</p> <p>配置予定管理技術者の同種業務 (a)、(b)、類似業務の実績をそれぞれ下記のとおり評価する。</p> <p>①同種業務実績 (a) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) の業務</p> <p>②同種業務実績 (a) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) 以外の他機関の業務</p> <p>③同種業務実績 (b) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) の業務</p> <p>④同種業務実績 (b) が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) 以外の他機関の業務</p> <p>⑤類似業務実績が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した業務 (類似業務の場合は発注機関を問わない。)</p> <p>なお、上記に該当しない場合は選定しない。</p>	<p>①12.5</p> <p>②6.25</p> <p>③12.5</p> <p>④6.25</p> <p>⑤0.0</p>
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格 実績 等 技 術 力	手 持 ち 業 務	手持ち業務金額及び件数	<p>(様式 4-1)</p> <p>配置予定管理技術者が次のいずれかに該当する場合は選定しない。</p> <p>①1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約金額が 4 億円以上</p> <p>②1 件 500 万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が 10 件以上</p> <p>なお、手持ち業務について、「低入札価格調査対象業務」がある場合は、①の金額は 2 億円以上、②の件数は 5 件以上とする。</p>	—
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	成績 表彰 等 技 術 力	専 門 技 術 力	業務執行技術力 同種業務の発注機関が NEXCO (東日本・中日本・西日本) で平成 19 年 4 月 1 日以降に発注機関に受渡しを行った	<p>(様式 5-1 の添付資料)</p> <p>配置予定管理技術者を下記のとおり評価する。</p> <p>評価は業務評定を対象とするものとし、技術者評定は対象としない。</p> <p>なお、同種業務で複数の業務の実績を有する場合は、業務成績の高い業務について評価する。</p>	<p>①10.0</p> <p>②9.6~6.0</p> <p>③0.0</p>

術者の経験及び能力		<p>業務の成績</p> <p>①同種業務実績に従事した技術者の役職が管理技術者、照査技術者、設計担当者、現場作業責任者、現場担当者のいずれかで、平成19年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務で、成績評定点が90点以上の業務</p> <p>②同種業務実績に従事した技術者の役職が管理技術者、照査技術者、設計担当者、現場作業責任者、現場担当者のいずれかで、平成19年4月1日以降に受渡しが完了したNEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務で、成績評定点が89点～80点間の業務（業務成績に応じて評価する。）</p> <p>以下の場合は加点しない。</p> <p>③同種業務実績に従事した技術者の役職が管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、現場担当者のいずれかで、平成19年4月1日以降に受渡しが完了した、NEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務で成績評定点が79点以下の業務</p>	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	<p>(様式6)</p> <p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委任の内容が主たる部分若しくは秘密の保持に係る部分である場合。 なお、「主たる部分」・「秘密の保持に係る部分」とは、次のことをいう。 ・「主たる部分」：調査等共通仕様書1-19-1に示す部分 ・「秘密の保持に係る部分」：調査等共通仕様書1-49-2に示す部分 ・業務の分担構成が、不明瞭又は不自然な場合 	—

3-5. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 契約責任者は、参加希望者から提出された表明書に基づき、上記3-4. 技術提案書の提出者の選定に関する評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の提出者を3者選定（以下「選定者」という。）し、その結果について通知する。ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合はこの限りではない。

※ 技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の提出要請および非選定通知予定日

平成29年5月24日(水)

- (2) 上記(1)に示す非選定通知を受けた者は、契約責任者に対して非選定理由について説明を求める（以下「説明請求」という。）ことができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成29年6月2日(金)16時まで
- ② 提出場所 上記1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参(休日を除く毎日午前10時から午後4時まで)、書留郵便または信書便(締切日必着)に限る
- ④ 提出書類 書面(様式自由)により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 平成29年6月9日(金)

3-6. 技術提案書の作成

- (1) 上記3-5. に示す通知による選定者については、次に示す「技術提案書（以下「提案書」）」を作成しなければならない。なお、提案書の作成に係る留意事項を以下に示す。

提案書(様式)	作成にかかる留意事項
---------	------------

技術提案書 (様式1)	◇ 必要事項を記載のうえ記名押印すること。 ◇ その他補足事項については、入札者に対する指示書[9] [3] を参照のこと
業務への取組み方針 (技術提案書様式2)	◇ 業務への取組み姿勢を評価するため、各項目に以下のとおりに記載する。 1) 「業務理解度」には、本調査等の業務内容や特徴を踏まえた業務を遂行するための着眼点を記載する。 2) 「実施手順」には、本調査等の業務フローについて簡潔に記載する。 3) 「その他」には、本調査等に関する知識や有効な提案（有益な代替案の提示、コスト削減の提示等）について記載する。 例：周辺地形との調和に関する手法。〇〇に関する解析手法、コスト削減に関する方策など。 ◇ 様式2については、A4版（片面）2枚以内で作成することとし 実施の手順を示す計画工程表は、設計図書に基づき別途作成の上、様式2に添付するものとする。（用紙のサイズはA4又はA3で1枚とする。）
参考見積 (様式自由)	◇ 参考見積は、技術提案書を特定するための評価及び積算の際の参考として用いる。 ◇ 本調査等の金抜設計書に基づき記載する。 ◇ 本調査等の業務量の目安 本調査等の業務規模は35百万円（税込）を想定している。

(2) 提案書の各様式はA4版（片面）とし、文字サイズは10ポイント以上とする。

(3) 選定者は、提案書を作成するにあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- ① 資料名 設計対象橋梁の過年度業務報告書
その他監督員の必要と認めた図面等
- ② 閲覧場所 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所
- ③ 閲覧期間 技術提案書の提出期限の前日まで（休日を除く毎日10時から17時まで）
- ④ 問合せ先 東日本高速道路株式会社 関東支社 木更津工事事務所

(TEL)0438-22-5210

※ 閲覧を希望される際は上記④「問合せ先」へ事前にご連絡ください。

3-7. 技術提案書の提出

(1) 選定者は、上記3-6.で作成した提案書を次のとおり契約責任者へ提出しなければならない。

- ① 提出期間 平成29年5月24日(水)から平成29年6月7日(水)まで
- ② 提出場所 上記1-3.「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参(休日を除く毎日午前10時から午後4時まで)、書留郵便または信書便(締切日必着)に限る
- ④ 提出書類 上記3-6.により作成した「提案書」を4部(正1部、副3部)

3-8. 技術提案書に対するヒアリング

(1) 提案書の提出後、選定者に対し、次に示すとおりヒアリングを実施する。

- ① 実施期間 平成29年6月12日(月)から平成29年6月16日(金)まで
※ ヒアリングの詳細日時は別途協議のうえ、決定する。
- ② 実施場所 東日本高速道路株式会社 関東支社
- ③ 出席者 配置予定管理技術者のみとする
- ④ ヒアリング内容
 - ・ 業務の実施方針（業務理解度）
 - ・ 業務の取組み姿勢（業務手順、実施体制、照査体制）
 - ・ その他（業務に関する知識等）

- (2) 上記(1)③に示す者が出席できず、ヒアリングを行わなかった場合は、提案書に記載された内容のうち、確認ができなかった事項については評価しない。
- (3) ヒアリング時において提出済みの資料以外のもの（パネル・パース等）を持込んでの説明及び追加資料の受領はしない。

3-9. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 技術提案書を特定するための評価項目、評価基準、配点は次のとおりとする。

評価基準				判断基準	配点
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格 実績 等	資格 要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専 門分野の内容 (参加表明書様式 4-1) 配置予定管理技術者を下記の順位で評価する。 なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。 ①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。 ただし、総合技術監理部門以外の技術士が平成 13 年度以降に合格し技術士法に基づく登録を行っている技術者である場合は、7 年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に 4 年以上従事している者とする。 ②競争参加資格要件で求めた RCCM の資格を有し、RCCM 資格制度規程による登録を行っている。または、競争参加資格要件で求めた土木学会認定技術者の資格を有し、土木学会認定技術者資格制度に関する規程による登録を行っている。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①10.0 ②5.0
	専 門 技 術 力	業務執 行技術 力	平成 19 年 4 月 1 日以降 に発注機関に受渡しを 行った同種又は類似業 務等の実績の内容 (参加表明書様式 5-1) 配置予定管理技術者の同種業務 (a)、(b)、類似業務の実績をそれぞれ下記のとおり評価する。 ①同種業務実績(a)が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) の業務 ②同種業務実績(a)が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) 以外の他機関の業務 ③同種業務実績(b)が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) の業務 ④同種業務実績(b)が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した NEXCO (東日本・中日本・西日本) 以外の他機関の業務 ⑤類似業務実績が平成 19 年 4 月 1 日以降に受渡し完了した業務(発注機関は問わない。 なお、上記に該当しない場合は特定しない。	①5.0 ②2.5 ③5.0 ④2.5 ⑤0.0	
予 定 管 理 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	資格 実績 等	資格 要件	技術者 資格等	技術者資格等、その専 門分野の内容 (参加表明書様式 4-2)	①10.0

定 照 査 技 術 者 の 経 験 及 び 能 力	実 績 等 要 件	格 資 格 等	門 分 野 の 内 容	<p>配置予定照査技術者を下記の順位で評価する。</p> <p>なお、外国資格を有する者については、予め下記に示す資格相当の旧建設大臣認定又は国土交通大臣認定を受けている者を評価する。</p> <p>①競争参加資格要件で求めた技術士の資格を有し、技術士法による登録を行っている。</p> <p>ただし、総合技術監理部門以外の技術士が平成13年度以降に合格し技術士法に基づく登録を行っている技術者である場合は、7年以上の技術的業務の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする。</p> <p>②競争参加資格要件で求めたRCCMの資格を有し、RCCM資格制度規程による登録を行っている。または、競争参加資格要件で求めた土木学会認定技術者の資格を有し、土木学会認定技術者資格制度に関する規程による登録を行っている。</p> <p>なお、上記に該当しない場合は特定しない。</p>	②5.0
	専 門 技 術 力	成 果 の 確 実 性	平成19年4月1日以降（参加表明書様式5-2） に発注機関に受渡しを行った同種又は類似業務等の実績の内容	<p>配置予定照査技術者の同種業務（a）、（b）、類似業務の実績をそれぞれ下記のとおり評価する。</p> <p>①同種業務実績（a）が平成19年4月1日以降に受渡し完了したNEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務</p> <p>②同種業務実績（a）が平成19年4月1日以降に受渡し完了したNEXCO（東日本・中日本・西日本）以外の他機関の業務</p> <p>③同種業務実績（b）が平成19年4月1日以降に受渡し完了したNEXCO（東日本・中日本・西日本）の業務</p> <p>④同種業務実績（b）が平成19年4月1日以降に受渡し完了したNEXCO（東日本・中日本・西日本）以外の他機関の業務</p> <p>⑤類似業務実績が平成19年4月1日以降に受渡し完了した業務（類似業務の場合は発注機関は問わない。）</p> <p>なお、上記に該当しない場合は特定しない。</p>	①5.0 ②2.5 ③5.0 ④2.5 ⑤0.0
実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー ・ そ の 他	業務理解度		<p>（技術提案書様式2）</p> <p>各項目について下記のとおり評価する。</p> <p>目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。</p>	10.0～0.0	
	実施手順		<p>（技術提案書様式2）</p> <p>業務実施手順を示す実施フローや実施体制の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>	30.0～0.0	
			<p>（技術提案書様式2）</p> <p>業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。</p>		
	その他		<p>（技術提案書様式2）</p>	20.0～0.0	

		有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。	
		業務の目的等の理解がされておらず、実施フローや工程表の妥当性が著しく劣る場合は、評価しない。	
参考見積	参考見積	(様式自由) 次に該当する場合は特定しない。 ①提示した参考業務規模を超える見積である場合 ②提示した業務規模に対して著しく乖離がある場合や提案内容に対して見積が不適切な場合	-

3-10. 技術提案書の特定

- (1) 契約責任者は、選定者から提出された提案書に基づき、上記 3-9. 技術提案書を特定するための評価基準に基づき評価を行い、技術提案書の特定及び見積者（以下「特定者」という。）として、その結果について通知する。

※ 技術提案書の特定及び非特定通知予定日 平成 29 年 6 月 28 日(水)

- (2) 上記(1)で非特定通知を受けた者は、契約責任者に対して非特定理由について説明請求することができる。なお、説明請求を求める場合には次に示すとおりとする。

- ① 提出期限 平成 29 年 7 月 7 日(金)16 時まで
- ② 提出場所 上記 1-3. 「契約担当部署」
- ③ 提出方法 持参(休日を除く毎日午前 10 時から午後 4 時まで)、書留郵便または信書便(締切日必着)に限る
- ④ 提出書類 書面(様式自由)により作成

- (3) 契約責任者は、上記(2)により提出された説明請求に対して書面により回答する。

※ 回答期限日 平成 29 年 7 月 14 日(金)

- (4) 特定者は、当該技術提案書の内容を尊重し反映した特記仕様書を作成するために、技術提案内容の正確な理解のため契約責任者が必要と判断し、技術提案書に関するヒアリング又は意見交換を申し入れた場合は、これに応じるものとする。

- (5) 契約責任者は、技術提案書の内容を反映した設計図書を特定者に配布する。

第 4 見積合わせ

4-1. 見積に必要な書類の作成等

特定者は、次に示すとおり、見積に必要な書類を作成または準備しなければならない。

- ① 「見積書」… 入札者に対する指示書[12]を参照のこと

4-2. 見積合わせ

- (1) 見積書の提出及び執行については、別途定めて通知する。
- (2) 特定者は、見積にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

4-3. 契約相手方の決定

- (1) 契約責任者は、見積執行の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な見積価格である場合に、契約の相手方として決定する。
- (2) 特定者は、契約の相手方の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[18]を参照のこと。

第5 その他

5-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。
 - ① 受付期間 手続開始の公示の日の翌日から平成 29 年 5 月 29 日(月)16 時まで
 - ② 受付場所 上記 1-3. 「契約担当部署」のとおり
 - ③ 受付方法 質問書面(様式自由)を持参、書留郵便または信書便(受付期間内必着のこと)により提出すること
- (2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次の定めるとおり行う。
 - ① 回答予定日 質問書を受け取った日の翌日から原則として平日で5日以内
 - ② 回答方法 NEXCO 東日本のホームページ(「入札公告・契約情報検索」内の「本公告件名」の「備考」)に掲載する
⇒http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/
- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。
⇒ <http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/index.html>

5-3. 見積の無効

入札者に対する指示書[23]に該当する見積は無効とする。

5-4. 支払条件

- (1) 前金払 請負代金額が 300 万円以上の場合には「有」、300 万円未満の場合には「無」
「有」の場合は請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。
- (2) 部分払 「無」

5-5. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本件業務の受注者、本件業務の下請負人、または当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務にかかる工事の入札に参加しまたは建設工事を請負うことができない。
「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の①又は②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。
- (2) 本件業務の受注者、本件業務の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件業務の下請負人、本件業務の下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者は、本件業務の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加しまたは施工(調査等)管理業務を請負うことができない。
「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の①または②に該当する者である。
 - ① 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
 - ② 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上